

第 2 回事務局説明資料

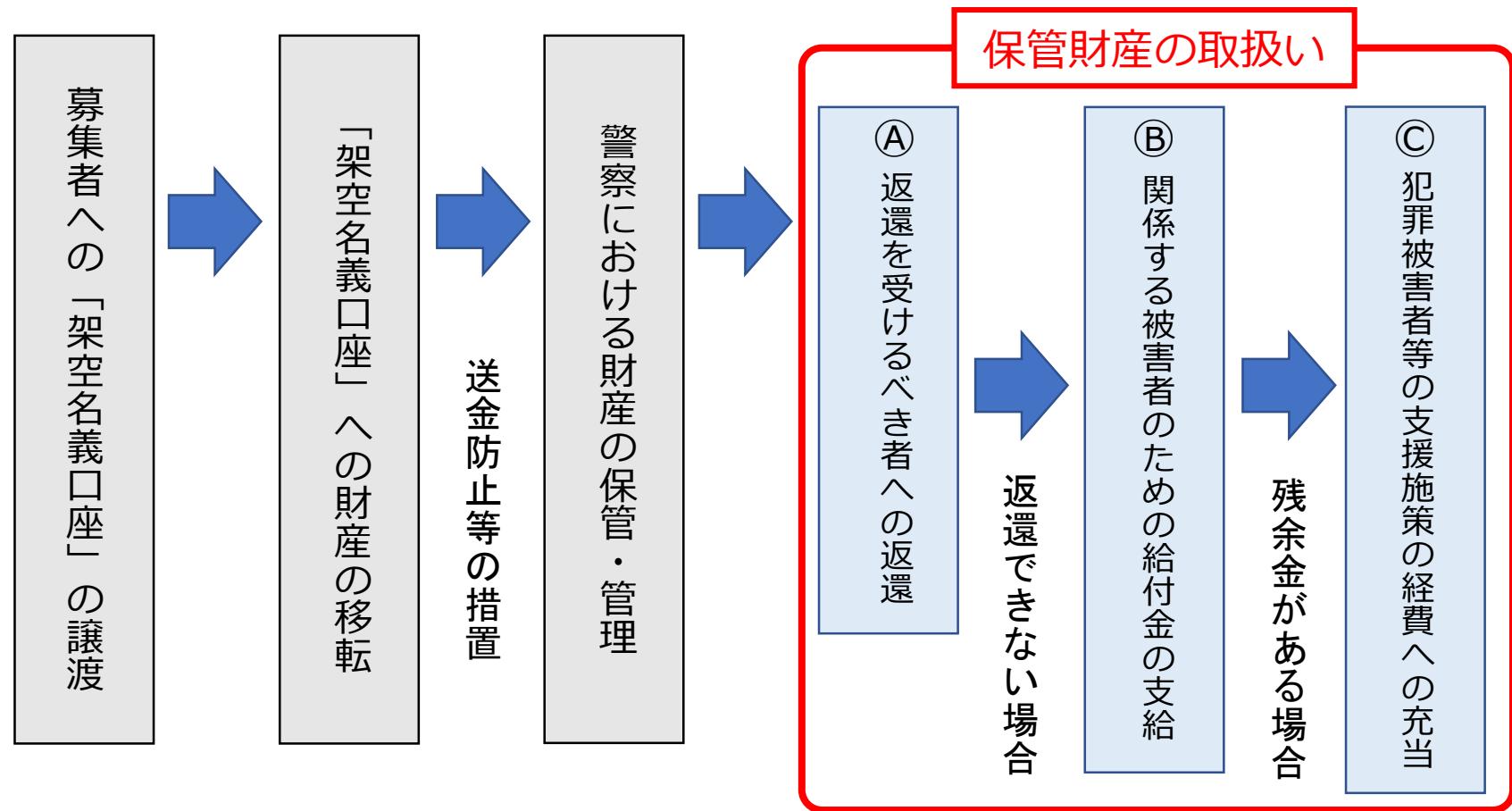
目 次

「架空名義口座」を利用した措置に関する更なる検討

- 「架空名義口座」に移転された財産の取扱いの大枠のイメージ
- これまでの検討を踏まえた「架空名義口座」を利用した新たな措置のイメージ
- 返還に係る論点
- 返還に係る手続のイメージ（案）
- 給付金の支給制度の概要イメージ
- 給付金の支給に係る論点
- その他の検討事項

「架空名義口座」を利用した 新たな措置に関する更なる検討

「架空名義口座」に移転された財産の取扱いの大枠のイメージ

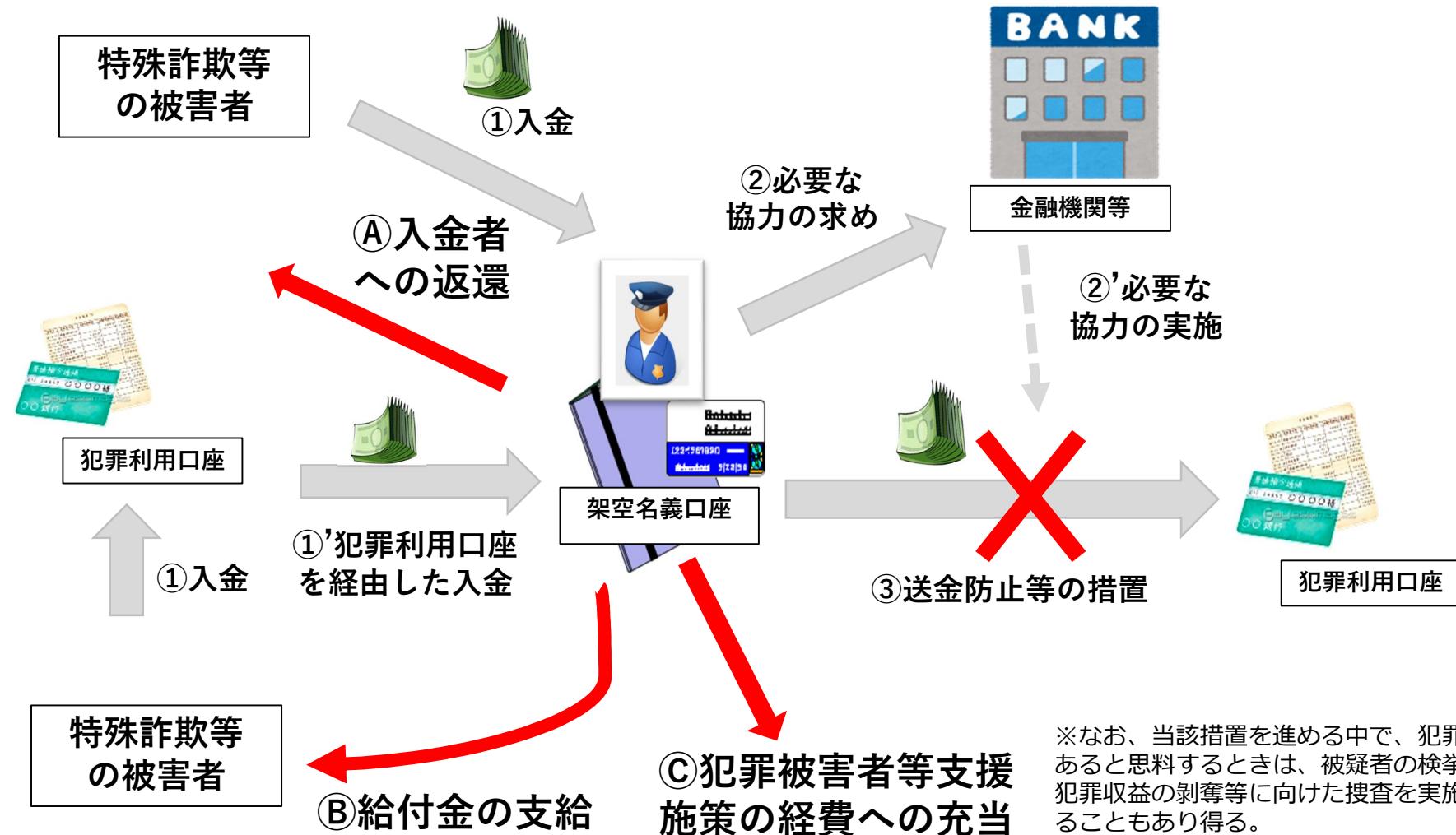


保管財産による重層的な被害回復・支援

- できる限り多くの被害者の被害回復・支援を図る観点から、返還手続を経ても返還を受けるべき者が特定されない財産を原資として、関係する他の被害者の被害回復のための給付金の支給を行う。
- 同様の観点から、給付金の申請者がいないなど、なお残余金が生じる場合は、地方分権の重要性にも配意しつつ、これを犯罪被害者等の支援施策の経費に充てる方向で検討する。

これまでの検討を踏まえた「架空名義口座」を利用した新たな措置のイメージ

施策全体のイメージ



返還に係る論点

①返還に当たっての手続

- 返還を受けるべき者の受領機会の適正な確保を図る観点から、次頁のような措置を講ずることとしてはどうか。

②公告をしてもなお返還ができない場合の保管財産の取扱い

- 給付金の支給に必要な証拠資料の時の経過による散逸化を防止する観点から、公告から一定の期間が経過した時点で、返還を受ける権利を消滅させることにより、できる限り早期に支給事務に移るべきではないか。
- 当該公告の期間については、行政機関が保管した財産の権利を公告後の一定の期間の経過を経て消滅させている他の法令の例も参考としてはどうか。

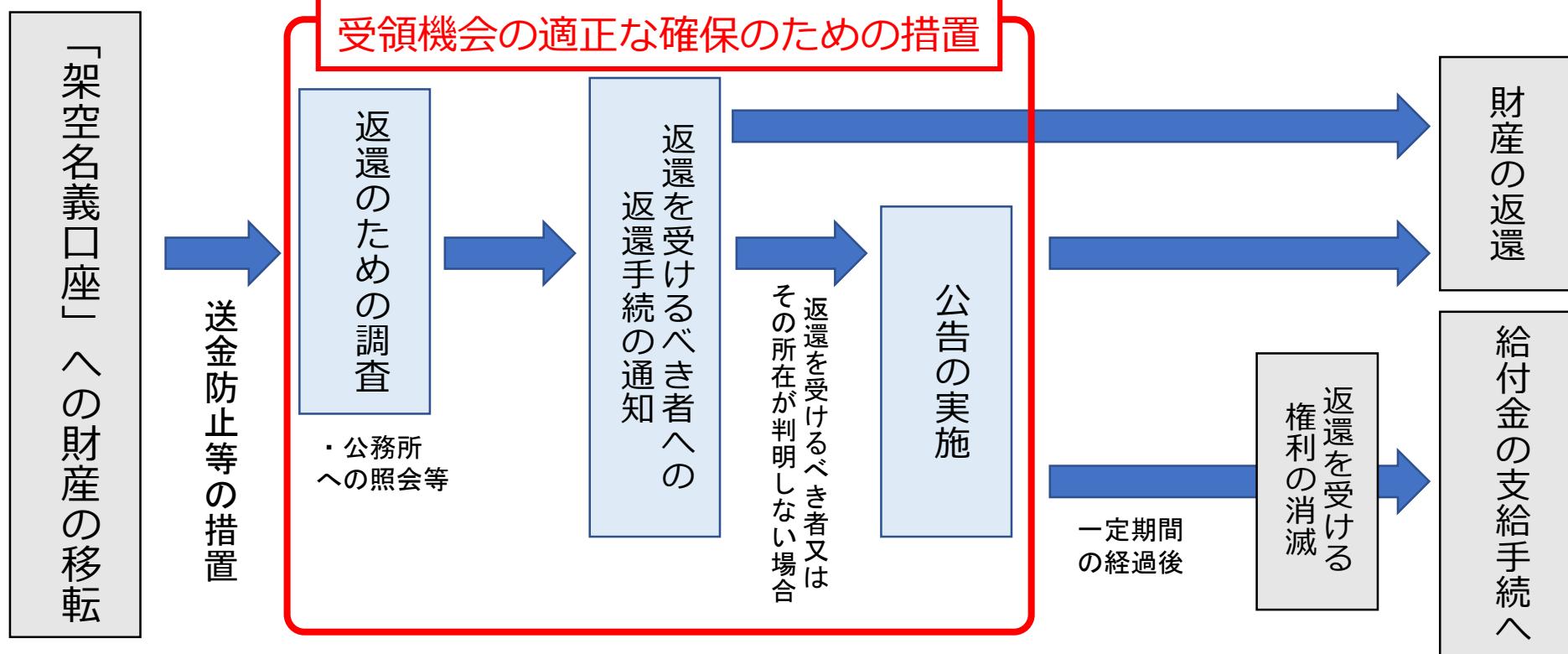
③返還手続を進めることができない場合への考慮

- 返還手続を進めることができ、本措置の実施や民事手続等の支障となる場合には、返還手続を停止する必要があるのではないか。

④その他

- 返還に当たって要することとなる費用の負担や法定利息の取扱いについてどのように考えればよいか。
- 犯罪グループが、入金者になりすまして警察から財産の返還を受けようとする場合等も想定されるため、その対策が必要ではないか。

返還に係る手続のイメージ（案）



一定期間の公告を経て私人の権利を消滅させる他法令の例

○ 道路交通法（昭和35年法律第105号）

- 警察が保管した違法駐車車両…公示から3月を経過してもなお返還できない場合にその所有権が都道府県に帰属する。

○ 水難救護法（明治32年法律第95号）

- 市町村長が保管した漂流物…公示から6月以内に所有者が物件の引渡しを請求しなければ、市町村長による当該物件の処分が認められる。

○ 遺失物法（平成18年法律第73号）

- 警察が提出を受けた遺失物…公示から3月以内に遺失者が判明しない場合に拾得者が所有権を取得しないときは、その所有権が国や都道府県に帰属する。

給付金の支給制度の概要イメージ

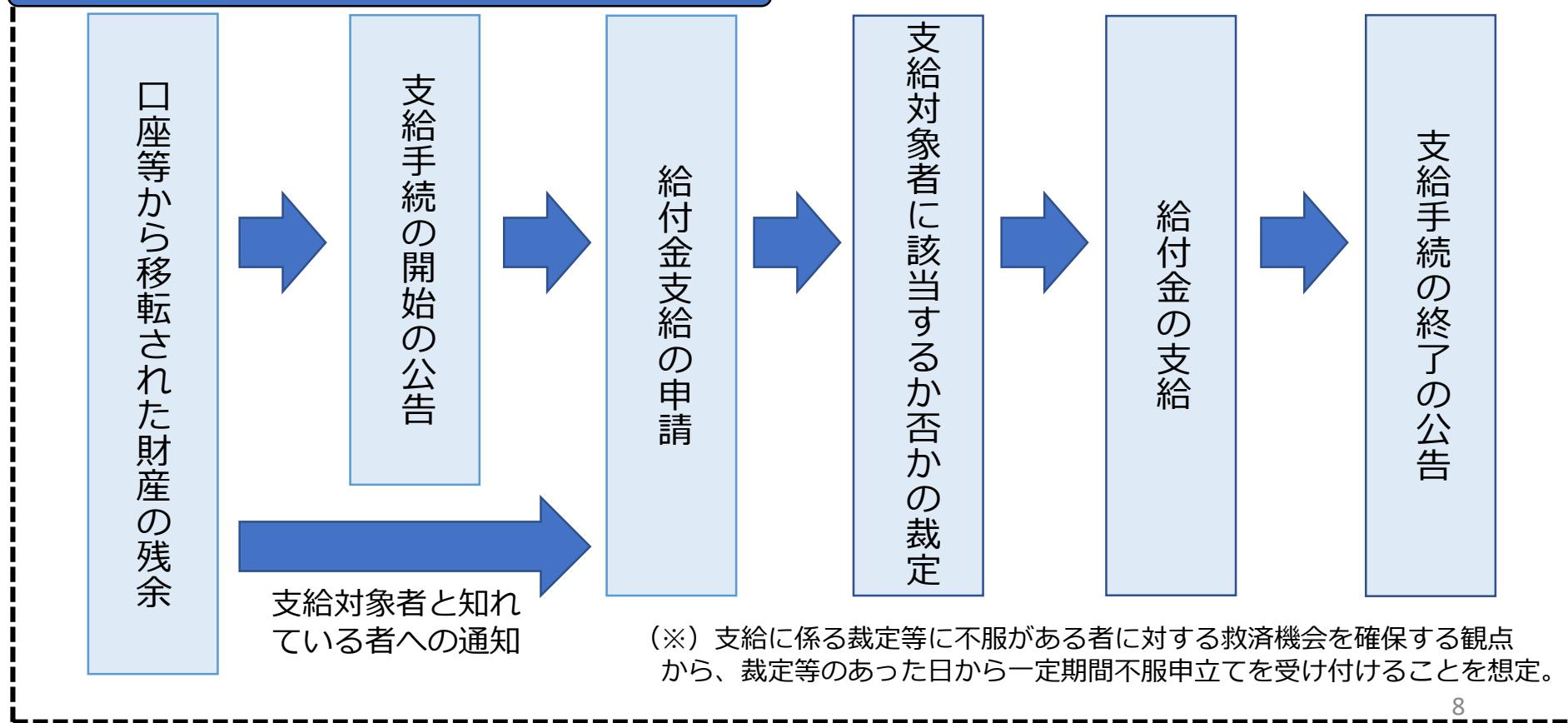
本制度の立案に当たっては、「被害回復給付金支給法」の例を参考にし、公告の実施、支給申請者の裁定、各申請人の被害額に応じた支給額の按分等の手続を実施することとしてはどうか。

例 被害回復給付金支給法による被害回復給付金支給制度

支給の対象：組織的犯罪処罰法の規定により没収・追徴が行われた犯罪事件等の被害者

給付金の原資：組織的犯罪処罰法の規定により没収・追徴された犯罪被害財産等

考えられる制度のイメージ（案）



給付金の支給に係る論点

①給付金の支給対象

- ・振り込め詐欺救済法における特殊詐欺等の被害回復のための分配金が、その支払対象を振込利用犯罪行為（※）の被害者としていることを参考にし、同様の範囲の被害者（返還の対象となる「架空名義口座」に直接入金した被害者を除く必要）を対象にしてはどうか。
(※) 詐欺等の人の財産を害する罪の犯罪行為で、被害者から預金口座等への振込みが利用されたもの。

②給付金の支給手続の実施主体

- ・犯罪被害給付制度では、手続の公正・中立性を確保するなどの観点から、犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定事務の実施主体を都道府県公安委員会としているところ、これを参考として考えることができないか。
- ・対象となる被害者が支給手続に関する情報を確認しやすいように、支給手続の公告については、各都道府県で個別に実施するのではなく、一元的に警察庁が実施することが望ましいのではないか。

③給付金の支給申請期間

- ・支給申請期間については、申請の機会を十分確保することが可能となるような期間を設定すべきではないか。
- ・この点、被害回復給付金支給法及び振り込め詐欺救済法においては、支給申請期間は公告のあった日の翌日から起算して30日以上でなければならないと規定されているところ、本措置における支給申請期間についても同様に考えることができないか。

その他の検討事項

「架空名義口座」についての犯罪収益移転防止法上の義務

- ・取引時確認（第4条）

特定事業者は、対象となる取引を行う際に、顧客等の本人特定事項、取引を行う目的等を確認しなければならない。

- ・確認記録の作成・保存（第6条）

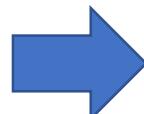
特定事業者は、取引時確認を行った場合に、そのためにとった措置等の記録を作成し、当該確認を行った取引に係る契約が終了した日から7年間保存しなければならない。

- ・取引記録等の作成・保存（第7条）

特定事業者は、少額の取引である場合等を除き、対象となる業務についての取引の期日・内容等の記録を作成し、当該取引の行われた日から7年間保存しなければならない。

- ・疑わしい取引の届出（第8条）

特定事業者は、対象となる業務についての取引において、收受した財産が犯罪収益である疑い、又は顧客等がマネー・ローンダリングを行っている疑いがあると認められる場合、所管行政庁に疑わしい取引の届出を行わなければならない。



特定事業者に課しているこれらの義務を警察が「架空名義口座」を利用する場合にも同様に適用する必要はないことから、これらの義務の適用が除外されることを法律上明確にしてはどうか。